

令和6年度

中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金

第2回公募

事業の目的

適切かつ円滑な価格転嫁を実現するための「**パートナーシップ構築宣言**」を行い、**経営革新計画**に基づき、生産性の向上を図り、賃上げに取り組む**中小企業者**又は**小規模事業者**の新たな設備投資や人材育成等に要する経費に対し、補助金を交付します。

経済的環境の変化に対応した経営革新の取組が広がることを通じて、より多くの中小企業者又は小規模事業者が、地域経済を牽引する企業に成長していくことを支援するものです。

公募期間

令和6年 7月22日 (月) ~ 令和6年 9月30日 (月) 17時

補助対象者

次の要件の**全てに該当する者**が対象となります。

- (1) 岩手県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者である者。
- (2) みなし大企業でない者。 (3) 法令遵守上の問題を抱えていない者。
- (4) 岩手県税の滞納がない者。
- (5) 「反社会的勢力排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、本補助事業の実施期間内・本補助事業完了後も該当しないことを誓約する者。
- (6) 応募申請時点で**経営革新計画の承認**又は**経営革新計画の変更の承認**を受けている者。ただし、同計画事業期間の3~5年の間に、**給与支給総額を年率平均2.0%以上増加**させる見込みである旨の記載があること。
- (7) 「**パートナーシップ構築宣言**」を行い、「**パートナーシップ構築宣言**」**ポータルサイトに登録**されている者。
- (8) 岩手県が実施する本補助事業に係るフォローアップ調査等に協力できる者。
- (9) **令和6年度中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金の交付決定を受けていない者。**



補助対象事業

次に掲げる**全ての事項に該当する事業**が対象となります。

- (1) **経営革新計画**に記載している「**新事業活動**」に**該当する事業**
- (2) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でない事業
- (3) 補助対象経費が、国（独立行政法人を含む。）、県又はその他の地方公共団体等、**他の補助金、助成金等を活用する経費でない事業**

補助対象経費

上記に掲げる事業において、**適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げ及び生産性向上に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓に要する次の区分で定める経費**を補助対象とします。ただし、交付決定を受けた日以降に契約（発注）を行い、本補助事業実施期間内に支払いを完了した経費とします。なお、実績報告審査時に対象経費に該当しないと判断される経費を計上されている場合、当該経費は補助対象外となることがあります。

【区分】**機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費**

補助額

補助対象経費の**3分の2**に相当する額以内の額（千円未満は切り捨て）です。ただし、**1件当たり200万円を上限**とします。

お問合せ先・応募申請先

ウラ面には**全体の事務の流れ**を掲載しています。

岩手県商工労働観光部経営支援課 中小企業振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁2階

TEL : 019-629-5544 E-mail : AE0002@pref.iwate.jp



全体の事務の流れ（予定）

① 経営革新計画の申請

③ 「パートナーシップ構築宣言」の登録

② 経営革新計画の承認

④ 「パートナーシップ構築宣言」の公開確認

⑤ 補助金の交付申請

申請受付期間：令和6年7月22日（月）から令和6年9月30日（月）17時まで

⑥ 審査会（令和6年10月中旬）

令和6年度から「審査における加点事項」を追加：「いわて脱炭素化経営認定企業等」の認定、「いわて女性活躍認定企業等」の認定、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証、「いわて働き方改革推進運動」への参加宣言、「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定 → 該当する場合に審査でそれぞれ加点

⑦ 事業採択決定（令和6年10月下旬）・補助金の交付決定（令和6年11月上旬）

⑧ 補助事業の実施

補助事業実施期間：交付決定の日から令和7年2月28日（金）まで

⑨ 補助事業の実績報告・補助金の交付請求

実績報告書提出期限：補助事業完了後30日以内又は令和7年3月10日（月）のいずれか早い日まで

⑩ 補助金の交付

補助事業者から実績報告書及び請求書の提出を受け、現地調査等による補助事業完了確認後、速やかに

※1 上記の事務の区分は 補助対象者が行うもの 県が行うもの です。

※2 ①～②については、既に申請・承認済みの場合、改めての手続きは不要です。（下記（注）参照）

※3 ③～④については、既に登録・公開確認済みの場合、改めての手続きは不要です。

※4 この全体の事務の流れは予定であり、応募申請件数、審査の状況等により前後する場合があります。

（注）令和5年度までに経営革新計画の承認を受けている者が申請を行う場合

- 本補助事業の応募申請で作成した事業計画書（別紙1）の内容に沿って、承認を受けている経営革新計画の「経営計画及び資金計画（別表3）」を改めて作成し、各種指標等を再算出した内容のものを提出してください。
- 経営革新計画の事業期間の3～5年の間に、給与支給総額（＝全従業員への給料、賃金、賞与、役員報酬等）を年率平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記載があることが本補助事業の要件となりますので、各種指標のうち、特に給与支給総額の算出結果に注意してください。
- 承認を受けている経営革新計画の別表1の「新事業活動の類型」、「経営革新の目標（経営革新計画のテーマ）」、「事業期間」及び「経営革新の実施に係る内容」に変更がない場合は、当初の経営革新計画の趣旨に変更がないものとみなし、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請」手続きは不要です。
なお、本補助事業に応募申請するに当たっては、承認を受けている経営革新計画の事業計画終了時点が令和8年3月31日以降となっているものに限りません。

詳しくはホームページで最新の「公募要領」を確認してください

中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金



<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/1010807/1066780.html>

